

ページ番号	誤	正
3	図 2.1-1	図 2.1-1 <u>凡例に既設風力発電機追記</u>
4	2.2.4 対象事業実施区域 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況は、図 2.2-1、2 に示すとおりである。	2.2.4 対象事業実施区域 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況は、 <u>図 2.2-1 (1) ～(4)に示すとおりである。</u>
5～8	図 2.2-2(1)～図 2.2-2(4)	図 <u>2.2-1(1)～図 2.2-1(4)</u> <u>図番修正</u>
9	2.改変区域の面積 改変面積等は、以下のとおりである。 ・ 改変面積：約 14.4ha ※改変面積は、以下に示す風車ヤード及び管理道路、現況道路拡幅部の図 2.2-2 に示した赤いラインの範囲を加えた値としている。 〔改変面積の内訳〕 ・ 風車ヤード：約 3.3ha (約 2.6ha) ・ 管理用道路：約 6.5ha (約 3.7ha) ・ 現況道路拡幅：約 0.6ha (約 0.1ha) ・ 擁壁 (補強土壁)：(約 0.2h) ※カッコ内はうち緑化対象外面積を示す。 〔伐採範囲及び緑化面積〕 ・ 伐採範囲：約 14.4ha ・ 緑化面積：約 7.8ha ※緑化面積は、風車ヤード及び管理用道路、現況道路拡幅部の切土、盛土法面と造成森林部を対象としている。	2.改変区域の面積 改変面積等は、以下のとおりである。 ・ 改変面積：約 14.4ha ※改変面積は、以下に示す風車ヤード及び管理道路、現況道路拡幅部の図 2.2-2 に示した<u>赤い破線</u>の範囲を加えた値としている。 〔改変面積の内訳〕 <u>緑化対象面積 (合計約 7.8ha)</u> ・ 風車ヤード：約 0.7ha (切土法面約 0.5ha、盛土法面約 0.2ha) ・ 管理用道路：約 2.8ha (切土法面約 0.8ha、盛土法面約 2.0ha) ・ 現況道路拡幅：約 0.2ha (切土法面約 0.1ha、盛土法面約 0.1ha) ・ 現況道路拡幅の造成森林 (法尻・法肩から 2m)：約 0.1ha ・ 造成森林 (法尻・法肩から 2m)：約 4.0ha <u>※緑化面積は、風車ヤード及び管理用道路、現況道路拡幅部の切土、盛土法面と造成森林部を対象としている。</u> <u>緑化対象外面積 (合計約 6.6ha)</u> ・ 風車ヤード : 約 2.6ha ・ 管理用道路 : 約 3.7ha ・ 現況道路拡幅：約 0.1ha ・ 擁壁 (補強土壁)：約 0.2ha 〔伐採範囲及び緑化面積〕 ・ 伐採範囲：約 14.4ha ・ 緑化面積：約 7.8ha <u>※伐採範囲は改変区域と同じ範囲となるが、現況林道を省いている。</u>

11	① 造成工事、基礎工事（新設道路及び風力発電機基礎） 土木基礎工事に伴う改変区域は、図 2.2-2 に示とおりである。改変区域は風力発電機設置のため風車ヤード及び工事用道路に大別される。道路の標準断面図は、図 2.2-3 に示すとおりである。	土木基礎工事に伴う改変区域は、図 2.2-2 に示とおりである。改変区域は風力発電機設置のため風車ヤード及び工事用道路に大別される。道路の標準断面図は、図 2.2-3 に示すとおりである。<u>集中豪雨による路面洗掘防止の観点から、管理用道路の縦断勾配が $i < 8.0\%$ の箇所においては水切りを設置し、集水を防止する。また、$i \geq 8.0\%$ の箇所においては、アスファルト舗装とする。</u>
11	② 緑化に伴う植栽計画 なお、法面等は可能な限り在来種による緑化（種子吹付け等）を実施し、法面保護並びに修景等に資する計画である。	なお、法面等は可能な限り在来種による緑化（種子吹付け等）を実施し、法面保護、<u>斜面の安定対策並びに修景等に資する計画</u>である。
12～17	図 2.2-2(1)～(6)	図 2.2-2(1)～(6) <u>凡例及び図を修正</u>
20～25	図 2.2-4(1)～(6)	図 2.2-4(1)～(6) <u>凡例及び図を修正</u>
28	図 2.2-5 出典 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」	図 2.2-5 <u>出典を修正</u> 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表」<u>（可視化ツール）</u>
33	2.切土、盛土に関する事項 なお、残土については、対象事業実施区域外の受け入れ施設に搬出し適正に処理する計画であり、残土受け入れ施設までの搬出ルートは、図 2.2-8 に示すとおりである。 以下加筆修正	なお、残土については、対象事業実施区域外の受け入れ施設に搬出し適正に処理する計画であり、残土受け入れ施設までの搬出ルートは、図 2.2-8 に示すとおりである。 <u>また、残土の仮置は、崩落事故等の発生しないよう、安定勾配とし滞水しないよう適切に管理し仮置を行う計画である。</u>
33	3.工事に伴う産業廃棄物の種類及び量 工事の実施に当たっては、風力発電機、変電機器等の大型機器類は可能な限り工場組立とし、現地での工事量を減らすこと等により廃棄物の発生量を低減し、産業廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、可能な限りの有効利用に努める。	<u>基本的には外部への搬出を考えており、発電所内での利用は考えないが、工事の実施に当たっては、風力発電機、変電機器等の大型機器類は可能な限り工場組立とし、現地での工事量を減らすこと等により廃棄物の発生量を低減し、産業廃棄物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」</u>

		(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、可能な限りの有効利用に努める。
33	表 2.2-8 注 1：管理道路、現道拡幅部には擁壁部の面積は含まない	<u>注意書き削除</u>
34	図 2.2-8	図 2.2-8 <u>残土受け入れ施設までの搬出ルート線形修正（国道 49 号）</u>
37	風力発電機メーカーより入手した騒音レベルの測定結果は、図 2.2-11 に示すとおりである。ローター中心から 120m の測定結果に、ブレードの回転に伴う音圧レベルの周期的な変動（概ね 1 秒間に 2～3 デシベル）が見られる。	風力発電機メーカーより入手した騒音レベルの測定結果は、図 2.2-11 に示すとおりである。 <u>マイクロホン距離 120m（水平測定点距離）</u> の測定結果に、ブレードの回転に伴う音圧レベルの周期的な変動（ <u>概ね 1 秒間に最大 1 デシベル</u> ）が見られる。
40	(1) 運転設備管理事務所 上記に加え、風車メーカー及びメンテナンス業者が使用する事務所及び倉庫を設置する。 以下追記	上記に加え、風車メーカー及びメンテナンス業者が使用する事務所及び倉庫を設置する。 <u>なお、供用後に苦情等が寄せられた場合には、影響の内容を迅速にヒアリング等にて確認し、現況調査や、必要に応じて専門家等へのヒアリングを行い、対応策の検討や実施を行う。そして、再度住民へのヒアリングを実施し、改善状況を確認する。</u>
40	(3)送電線及び系統連系地点 送電線経路及び系統連地点については、図 2.2-14 に示すとおりであり、対象事業実施区域の北東約 2km に位置する変電設備まで計画している。 以下追記	(3)送電線及び系統連系地点 送電線経路及び系統連地点については、図 2.2-14 に示すとおりであり、対象事業実施区域の北東約 2km に位置する変電設備まで計画している。 <u>送電線の変電所に至る区間は一部高架となるが、概ね地下埋設で計画する。なお、住居付近での埋設工事に際しては、近隣の住居へ騒音の影響が極力発生しないよう、低騒音型の重機の使用や作業時間等に配慮する。また、森林地域における埋設工事に際しては、既存の林道に埋設する等、極力地形改変の面積を縮小するように配慮する。</u>
43	(8)発電所稼働中の維持・安全管理 供用開始後は、メンテナンスを適切に行い、正常な運転を継続する。落雷や強風と	供用開始後は、メンテナンスを適切に行い、正常な運転を継続する。落雷や強風と

	いった破損の原因となる事象に対しては、雷保護システムの設置や想定される強風に耐えうる強度設計を行うことで、風力発電機の破損を防ぐ。 以下追記	いった破損の原因となる事象に対しては、雷保護システムの設置や想定される強風に耐えうる強度設計を行うことで、風力発電機の破損を防ぐ。 <u>なお、苦情等への保全措置としては、風車のメンテナンス、稼働制限、対処のための機器設置等を想定する。</u>
44	表 2.2-11 表中の事業者名修正 ・株式会社グリーンパワー郡山布引 ⇒ ・株式会社イメージワン ⇒	表 2.2-11 ・株式会社ジェイウインド ・会津若松みなと風力発電合同会社 (旧株式会社イメージワン)
49	上記のCO₂排出源単位を適用すると、風車が発電することによる年間のCO₂削減量は、以下のとおりである。	上記のCO₂排出源単位に風力発電による<u>正味のCO₂削減量 (t-CO₂/kWh) の補正を加えた値を適用すると、風車が発電することによる年間のCO₂削減量は、以下のとおりである。</u>
	$0.000435 \text{ (t-CO}_2\text{/kWh)} \times 35,040,000 \text{ (kWh/年)} = 15,242.4 \text{ (t-CO}_2\text{/年)}$	$0.0004085 \text{ (t-CO}_2\text{/kWh)} \times 35,040,000 \text{ (kWh/年)} = 14,313.84 \text{ (t-CO}_2\text{/年)}$
	$15,242.4 \text{ (t-CO}_2\text{/年)} \times 25 \text{ (年)} = 381,060 \text{ (t-CO}_2\text{)}$	$14,313.84 \text{ (t-CO}_2\text{/年)} \times 25 \text{ (年)} = 357,846 \text{ (t-CO}_2\text{)}$
50	$(381,060 - 1,296 - 288) \text{ (t-CO}_2\text{)} = 379,476 \text{ (t-CO}_2\text{)}$	$(357,846 - 1,296 - 288) \text{ (t-CO}_2\text{)} = 356,262 \text{ (t-CO}_2\text{)}$
	よって、風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果は、379,476 (t-CO₂)	よって、風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果は、<u>356,262 (t-CO₂)</u>
71	2. 水質の状況 (1) 河川の水質 追記	湯川（滝見橋より上流）滝見橋における令和 3 年度の調査結果では、環境基準値の設定項目 pH、DO、BOD、SS において 12 回中全て環境基準値を満足したが、大腸菌群数 (MPN) において 12 回中 3 回環境基準値を超える結果となった。その他、全亜鉛については 2 回中、ノニルフェノール及び LAS については 1 回中、全て環境基準値を満足した。
73	(2) 湖沼の水質 追記	東山ダム貯水池（東山ダムサイト）における令和 3 年度の調査結果では、環境基準値の設定項目全の亜鉛において 27 回中全て、ノニルフェノール及び LAS については 3 回中全て環境基準値を満足した。一方、pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数 (MPN)

		については 27 回中それぞれ、1 回～14 回、 <u>全窒素、全燐については 9 回中 8 回～9 回 環境基準値を超える結果となった。</u>
74	表 3.1-21(2)湖沼の水質測定結果（生活環境項目） 以下追記	猪苗代湖（中田浜）における令和元年度の調査結果では、<u>環境基準値の設定項目 p H、COD、全窒素、全燐において環境基準 値を満足する結果となった。</u>
77	(3) 地下水の水質 追記	令和 3 年度、地下水における調査結果では <u>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の結果のみと なるが環境基準値 10 mg/L 以下を満足する 結果となった。</u>
215	④ 地すべり防止区域の追記	④ 地すべり防止区域 <u>対象事業実施区域及びその周囲には「地す べり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最 終改定：令和 4 年 6 月 17 日）により指定さ れた地すべり防止区域はない。</u>
224	表 3.2-44 関係法令等による規制状況のま とめ 【国土防災】福島県公表 地すべり 防止区域 追記	【国土防災】福島県公表 地すべり防止 指定等の有無 ・会津若松 × ・対象実施区域及びその周囲 × ・対象実施区域 ×
317	表 2-2 方法書に対する住民等からの意見の 概要及び事業者の見解（意見書 2） 2-4 【準備書における対応方針】 累積的な影響を検討するにあたり、周辺で 計画中的他事業者の開発計画の情報収集に 努めましたが、当該事業者の協力が得られ なかったため、他事業者との累積的影響に ついては検討しませんでした。	P323 2-4 【準備書における対応方針】 累積的な影響を検討するにあたり、周辺で 計画中的他事業者の開発計画の情報収集に 努めましたが、<u>既設風力発電所との累積的 影響については、施設の稼働に伴う騒音及 び超低周波音、風車の影、動物及び景観を 対象に行うこととしました。</u>
322	表 6.2-1(1)方法書に対する福島県知事意見 と事業者の見解 1-2 対象事業実施区域の周辺で計画されている 別の風力発電事業との累積的な環境負荷に ついて、情報収集に努めながら、可能な限 り環境影響評価に反映いたしました。	P328 1-2 <u>既設風力発電所との累積的影響につい ては、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波 音、風車の影、動物及び景観を対象に行 うこととしました。</u>

324	表 6.2-1(1)方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解 3-1 本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動について、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活環境等に影響が及ばないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載いたしました。 以下修正	<u>P330</u> 本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動について、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活環境等に影響が及ばないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、<u>その結果を踏まえて、必要に応じて意見聴取を行う予定としておりましたが、工事中及び供用時に著しい環境影響が発生しないと予測されたことから、学識者への意見聴取は実施しませんでした。</u>
325	表 6.2-1(1)方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解 4-2 【準備書針】	<u>P331</u> 【準備書における対応方針】
325	表 6.2-1(1)方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解 4-3 【準備書における対応方針】 第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.8 切土、盛土その他土地の造成に関する事項 2.2.8 土石の捨場又は採取場に関する事項 p2.2-32 (33)・p2.2-34 (35)	<u>P331</u> 【準備書における対応方針】 第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.8 切土、盛土その他土地の造成に関する事項 <u>2.2.9 土石の捨場又は採取場に関する事項 p2.2-32 (33)・p2.2-34 (35)</u>
326	表 6.2-1(1)方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解 5-3 【準備書における対応方針】 第 2 章対象事業の目的及び内容 2.2.7 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 8.工事中の排水に関する事項 p2.2-29 (30)	<u>332</u> 【準備書における対応方針】 第 2 章対象事業の目的及び内容 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 8.工事中の排水に関する事項 p2.2-29 (<u>31</u>)

326	表 6.2-1(1)方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解 5-4 【準備書における対応方針】 第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 8.工事中の排水に関する事項 p2.2-30 (31) (排水はすべて回収し外部の中間処理施設に持ち出し適正に処理) 括弧書き 2 行は削除	<u>332</u> 【準備書における対応方針】 第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 8.工事中の排水に関する事項 p2.2-30 (31)
329	表 6.2-1(1)方法書に対する福島県知事意見と事業者の見解 8-1 伐採木を現地で再利用する場合はその利用方法（発電所内での利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして準備書に記載いたします。 削除修正	<u>335</u> 【準備書における対応方針】 第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.8 切土、盛土その他の土地の造成に関する事項 3.工事に伴う産業廃棄物の種類及び量 p2.2-30 (33)
337	表 8.1-2(1)主な地域特性 大気環境 追記	・対象事業実施区域及びその周囲における気象の測定は、地域気象観測所として気象庁が設置している若松特別地域気象観測所で行われている。令和 3 年の気象概要は、年平均気温が 12.6℃、年降水量が 1,232.0mm、年平均風速が 2.2m/s、年間日照時間が 1,730.3 時間、降雪寒候年合計が 352cm である
351	表 8.2-1(6) 図番修正	表 8.2-1(8)
354	表 8.2-2(3) 調査、予測及び評価の手法（大気環境） 2 調査の基本的な手法 (1)気象の状況 【文献その他の資料調査】 「気象庁 HP」等の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行った。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に準拠する方法により、地上の風向・風速を観測し、調査結果の整理及び解析を行った。	表 8.2-2(3) 調査、予測及び評価の手法（大気環境） 2 調査の基本的な手法 (1)気象の状況 【文献その他の資料調査】 「気象庁 HP」等の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行った。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に準拠する方法により、地上の風向・風速及び日射量を観測し、調査結果の整理及び解析を行った。

354	表 8.2-2(3) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境) 4 調査地点 (1)気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域の周辺の気象観測所等とした。 【現地調査】 「図 8.2-1(1)大気環境調査位置 (大気質)」に示す気象・大気質調査地点 (一般) とした。大気環境調査地点 (大気質) の設定根拠は表 8.2-3 に示すとおりである。 2)窒素酸化物の濃度の状況 【現地調査】 「図 8.2-1(1)大気環境調査位置 (大気質)」に示す気象・大気質調査地点 (一般) とした。大気環境調査地点 (大気質) の設定根拠は表 8.2-3 に示すとおりである。	<方法書からの変更点> 調査地点「沿道 2」については、方法書で計画した地点での用地や電源の確保の問題から、気象観測と濃度測定地点を分けて設定した。
356	表 8.2-2(5)調査、予測及び評価の手法 (大気環境) 注意書き追記	注：気象の状況で現地調査の風況観測塔については、「ドップラーライダー」を用いて観測を行っており、以後特に断りが無い限り「風況観測塔」とはこの装置の事を示す。
364	表 8.2-2(12) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境) 4 調査地点 (1)騒音の状況 【現地調査】 方法書からの変更点 加筆修正	<方法書からの変更点> 調査地点「環境 2」及び「環境 5」については方法書で計画した住居には人が住んでいない事や管理で訪れる程度ということが分かり、代替地へ変更した。
366	表 8.2-2(14) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境) 4 調査地点 (1)騒音の状況 【現地調査】 方法書からの変更点 加筆修正	<方法書からの変更点> 調査地点「環境 2」及び「環境 5」については方法書で計画した住居には人が住んでいない事や管理で訪れる程度ということが分かり、代替地へ変更した。
373	表 8.2-2(21) (22) 調査、予測及び評価の手法 (大気環境) を削除	以降、図番頁の修正 表 8.2-2(23) ～ (46) ⇒ 表 8.2-2(21) ～ (44)
377	表 8.2-2(23)調査、予測及び評価の手法 (水	表 8.2-2(21)調査、予測及び評価の手法 (水

	環境) 4 調査地点 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺の河川とした。 【現地調査】 「図 8.2-2 水環境調査位置」に示す河川調査地点とした。	環境) 4 調査地点 (1) 浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺の河川とした。 【現地調査】 「<u>図 8.2-2(2)水環境調査位置 (変更)</u>」に示す河川調査地点とした。 <u><方法書からの変更点></u> <u>水質環境調査位置図の R7 については、方法書段階での調査地点へのアクセスが困難なため調査箇所の見直しを行い、変更を行った。</u>
378	表 8.2-2(24)調査、予測及び評価の手法（水環境） 5 調査期間等 (1)浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とした。 【現地調査】 土木工事を実施しない 3 季の平水時に各 1 回及び降雨時の 1 回とした。	P376 表 8.2-2(22)調査、予測及び評価の手法（水環境） 5 調査期間等 (1)浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とした。 【現地調査】 土木工事を実施しない<u>冬季を除く 3 季</u>の平水時に各 1 回及び降雨時の 1 回とした。

381	表 8.2-2(21)調査、予測及び評価の手法（その他の環境） 6 予測の基本的な手法 風車の影が及ぶ範囲及び時間帯をシミュレーションにより定量的に予測した。 対象事業実施区域の周辺に建設又は計画されている風力発電所との累積的な影響については、風力発電機の配置を踏まえ個別に必要性を検討し、施設の稼働による影響予測を行った。	表 8.2-2(23)調査、予測及び評価の手法（その他の環境） 6 予測の基本的な手法 風車の影が及ぶ範囲及び時間帯をシミュレーションにより定量的に予測した。 対象事業実施区域の周辺に建設又は計画されている風力発電所との累積的な影響については、風力発電機の配置を踏まえ個別に必要性を検討し、施設の稼働による影響予測を行った。 <u>なお、予測において実気象条件を考慮しない場合と実気象条件を考慮する場合には、風車の影のかかる時間に対し有効風速時間及び日照時間をかけ合わせて予測を行った。</u> <u><方法書からの変更点></u> <u>予測条件において実気象条件を考慮しない場合と実気象条件を考慮する場合について予測を行う。</u>
437	イ.調査地点 調査地点を図 10.1.1.1-1 に示す。工事用資材等の搬出入に係る主要な輸送経路沿道における住宅等の分布状況を踏まえ、県道 374 号沿道を代表する地点、国道 294 号沿道を代表する地点の計 2 地点とした。 以下追記修正	イ.調査地点 調査地点を図 10.1.1.1-1 に示す。工事用資材等の搬出入に係る主要な輸送経路沿道における住宅等の分布状況を踏まえ、県道 374 号沿道を代表する地点、国道 294 号沿道を代表する地点の計 2 地点とした。 <u>なお、調査地点「沿道 2」については、方法書で計画した地点での用地や電源の確保の問題から、気象観測と濃度測定地点を分けて設定した。</u>
437	エ.調査方法 「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に定める測定方法により、地上の風向・風速を観測した。 オ.調査結果 調査結果を表 10.1.1.1-1、風配図を図 10.1.1.1-2 から図 10.1.1.1-4 に示す。 表 10.1.1.1-1 風向風速調査結果（沿道 1、沿道 2） タイトル修正	エ.調査方法 「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に定める測定方法により、地上の風向・風速を観測した。<u>また、同時に日射量の観測も行った。</u> オ.調査結果 調査結果を表 10.1.1.1-1、風配図を図 10.1.1.1-2 から図 10.1.1.1-4 に示す。 表 10.1.1.1-1 風向風速調査結果（沿道 1、沿道 2（<u>地上高さ 10m</u>））

447	(イ)日射量及び放射収支量 日射量、風速の測定データに基づき整理した調査地点における大気安定度出現頻度は、表 10.1.1.1-3 のとおりである。に追記	(イ)日射量及び放射収支量 日射量、風速の測定データに基づき整理した調査地点における大気安定度出現頻度は、表 10.1.1.1-3 のとおりである。 <u>日射量の日積算値の最大値は、秋季が 12.998MJ/m2、春季が 30.961MJ/m2、夏季が 24.918MJ/m2 で、秋季は曇りの日が多かった。</u>
456	鉛直方向の拡散幅 $\sigma_y = W/2 + 0.46 L^{0.81}$ 遮音壁がない場合…………… = 1.5 L： 車道部端からの距離 (L=X-W/2) (m) X： 風向に沿った風下距離 (m) W： 車道部幅員 (m)	鉛直方向の拡散幅 $\sigma_y = W/2 + 0.46 L^{0.81}$ <u>遮音壁がない場合…………… = 1.5(m)</u> L： 車道部端からの距離 (L=X-W/2) (m) X： 風向に沿った風下距離 (m) W： 車道部幅員 (m)
465	iii.拡散パラメータ 有風時の水平方向及び鉛直方向の拡散パラメータは、 表 10.1.1.1-12(1) 有風時の水平方向の拡散パラメータ 削除 表 10.1.1.1-12(2) 図番変更	iii.拡散パラメータ <u>有風時の鉛直方向の拡散パラメータは、</u> 表 10.1.1.1-12(2) ⇒ <u>表 10.1.1.1-12</u> 有風時の鉛直方向の拡散パラメータ
476	(a)環境保全措置 追記	<u>・ 工事用資材等の運搬車両は、極力舗装路を通過するとともにタイヤ洗浄機を用い土砂粉塵の飛散防止に努める。</u>
481	ア.環境影響の回避、低減に係る評価 追記	<u>・ 工事用資材等の運搬車両は、極力舗装路を通過するとともにタイヤ洗浄機を用い土砂粉塵の飛散防止に努める。</u>
495	(b)調査地点 調査地点、図 10.1.1.3-3 のとおり、対象事業区域及びその周辺における住宅等の配置を考慮し、8 地点（環境 1～環境 8）とした。 以下追記	(b)調査地点 調査地点、図 10.1.1.3-3 のとおり、対象事業区域及びその周辺における住宅等の配置を考慮し、8 地点（環境 1～環境 8）とした。 <u>ただし、調査地点「環境 2」及び「環境 5」については、方法書で計画した住居には人が住んでいない事や管理で訪れる程度ということが分かり、代替地へ変更を行った。</u>

498	(b)調査地点 調査地点、対象事業区域及びその周辺における住宅等の配置を考慮し、図 10.1.1.3-3 に示したとおりである。 対象事業実施区域に近い地域であり、風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。環境 6～環境 8 は既存の風力発電機の影響を考慮した地点である。 以下追記	(b)調査地点 調査地点、対象事業区域及びその周辺における住宅等の配置を考慮し、図 10.1.1.3-3 に示したとおりである。 対象事業実施区域に近い地域であり、風力発電機が視認される可能性のある範囲（可視領域）を考慮した。環境 6～環境 8 は既存の風力発電機の影響を考慮した地点である。 <u>ただし、調査地点「環境 2」及び「環境 5」については、方法書で計画した住居には人が住んでいない事や管理で訪れる程度ということが分かり、代替地へ変更を行った。</u>
602	(c)調査期間 土木工事を実施しない 3 季（春、夏、秋）の平水時に各 1 回及び降雨時に 1 回実施した。 秋季調査 令和 3 年 10 月 7 日 春季調査 令和 4 年 5 月 10 日 夏季調査 令和 4 年 8 月 2 日 降雨時調査 令和 4 年 11 月 24 日	(c)調査期間 土木工事を実施しない<u>冬季を除く 3 季（春、夏、秋）</u>の平水時に各 1 回及び降雨時に 1 回実施した。 秋季調査 令和 3 年 10 月 7 日 春季調査 令和 4 年 5 月 10 日 夏季調査 令和 4 年 8 月 2 日 降雨時調査 令和 4 年 11 月 24 日
1152	① 騒音 【施設の稼働】 ・風力発電機の配置位置を可能な限り住宅等から離隔する。 ・風力発電設備の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音の原因となる異音等の発生を低減する。	① 騒音 【施設の稼働】 ・風力発電機の配置位置を可能な限り住宅等から離隔する。 ・風力発電機はブレードにセレーション（鋸歯状）を付加したものを採用し、騒音対策を講ずる。 ・風力発電設備の適切な点検・整備を実施し、性能維持に努め、騒音の原因となる異音等の発生を低減する。
1152	タイトル修正 第 11 章 環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第 11 章 <u>環境</u>影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地